

中小企業の設備投資を支援します！

～新規取得設備に係る固定資産税の特例が受けられます～

中小企業が労働生産性の向上を図るために新規取得する設備の

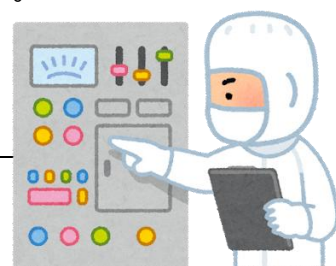
固定資産税が3年間ゼロになります。

「先端設備等導入計画※」の認定後に取得した設備が対象です

※ 「先端設備等導入計画」については、裏面をご覧ください。

固定資産税の特例について

対象者	資本金額1億円以下の法人 または 従業員数1,000人以下の個人事業主等 のうち「先端設備等導入計画※」の認定を受けた者 (大企業の子会社を除く)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備 【減価償却資産の種類】[最低取得価格/販売開始時期] ・機械装置 [160万円以上/10年以内] ・測定工具及び検査工具 [30万円以上/5年以内] ・器具備品 [30万円以上/6年以内] ・建物付属設備 [60万円以上/14年以内] (償却資産に限る)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産ではないこと
適用	2021年3月31日までに取得される設備



制度の詳細は、中小企業庁や上越市産業立地課のホームページでご確認ください。

【お問合せ】

上越市産業立地課 産業立地推進係

TEL : 025-526-5111 (内線 1747・1792)

E-mail : sanritu@city.joetsu.lg.jp

・上越市ホームページ

上越市 産業立地課

検索

固定資産税の特例を受けるには？

上越市の導入促進基本計画に基づき「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受ける必要があります。

認定を受けるには、新たな設備の導入によって、労働生産性が年平均3%以上向上することを確認するため、経営革新等支援機関が発行する確認書が必要です。

※ 経営革新等支援機関は、関東経済産業局のホームページでご確認ください。

◆ 「先端設備等導入計画」の概要

計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること 【算定式】(営業利益+人件費+減価償却費) ÷ 労働投入量※ ※ 労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間
先端設備等の種類	・機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備 ・ソフトウェア(固定資産税の特例対象外)
その他	上越市の導入促進基本計画に適合するものであること ・人員削減を目的とした取組ではないこと ・公序良俗に反する取組などではないこと ・市税を完納していること



「先端設備等導入計画」の認定フロー



※ 点線部分(①～④)は、固定資産税の特例を受けない場合は不要です。

「先端設備等導入計画」の認定を受けると、次の支援を受けることができます

■ 国の補助金の優先採択等

- ◇ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業(ものづくり・サービス補助金)
- ◇小規模事業者持続化補助金(持続化補助金)
- ◇戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン補助金)
- ◇サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT補助金)

■ 金融支援

計画に基づく事業に必要な資金繰りの支援(信用保証)を受けることができます。

※ 補助金の公募時期等の概要は中小企業庁のホームページでご確認ください。